

森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書

（発議第1号・原案可決）

国土の7割を占める森林は、山地災害の防止や水源のかん養、木材の生産などの多面的機能の発揮によって、暮らしや経済に大きく貢献をしている。また、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止にも寄与しており、これらの機能を十分に発揮するためには、間伐等の森林整備を着実に実施していく必要がある。

国が検討する「森林環境税（仮称）」の創設は、市町村が主体となった森林整備の推進に資するほか、山村地域を中心とする雇用・所得の増大など、本県の地域活性化に大いに繋がるものと考ええる。

よって、国においては、森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることを鑑み、地方自治体等が継続的に森林の整備・保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税（仮称）を早期に創設することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月5日

青 森 県 議 会

道路整備予算の拡充及び道路整備に係る

補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

(発議第2号・原案可決)

道路は、県民の生活や経済・社会活動を支えるとともに、県民の安全・安心を確保し、地域活性化を図るうえで必要不可欠な社会資本であるが、本県の道路整備は、地方生活圈中心都市の弘前市・青森市・八戸市が高規格幹線道路で結ばれていないなど未だ不十分な状況にあり、主要幹線道路をはじめとする道路網のより一層の整備促進が喫緊の課題となっており、このための十分な道路予算を確保することが必要である。

特に、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、道路財特法)の規定による補助率の嵩上げ措置がなされているが、この措置は平成29年度までの時限措置であり、このまま期限切れとなれば、道路整備のための地方の財政負担が増加することとなり、道路整備の一層の遅滞を招くとともに、地方創生及び国土強靱化の推進にも大きな影響を与えられ、地方自治体にとっては死活問題になりかねない。

よって、来年度以降も道路整備を計画的かつ着実に進めるため、国においては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 道路整備に必要な予算の拡充を図ること。
2. 道路財特法の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月8日

青 森 県 議 会